

再度、車両の認可車庫への収容徹底をお願いします。

群馬県適正化通信 NO.73 (平成 26 年 9 月号) において、「車両の認可車庫への収容について」を発信しましたが、依然として、違法駐車や自宅への車両持ち帰りに対する苦情が多く寄せられています。

また、行政からも事業計画（自動車車庫）の確保について、会員事業者に対し徹底を図って欲しい旨の要請がありました。監査時に、事業計画違反をはじめ、これに関連した違反事項が発覚すれば、行政処分が科せられ、車両の使用停止処分を受けることになります。認可車庫への収容は、運行管理をはじめとする諸管理を行ううえでも重要であり、なかでも対面点呼は安全運行の基本です。法令遵守への取り組みの一環として、車両の認可車庫への収容と、諸管理の徹底を再度、お願いします。

1. 違反事項

(1) 適用条項

貨物自動車運送事業法第9条第1項

貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号

【参考】

・貨物自動車運送事業法

第九条 一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

・貨物自動車運送事業法施行規則

第二条 法第四条第一項第二号 の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

四 自動車車庫の位置及び収容能力

(2) 行政処分事項

①自動車車庫の位置及び収容能力違反

営業所との距離 初違反20日車 再違反40日車

収容能力不足 初違反20日車 再違反40日車

その他 初違反10日車 再違反20日車

※ 公示「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」

(3) 関連する違反事項

①点呼の実施違反（未実施）

初違反（未実施件数により）警告～20日車 再違反10～40日車

②運転者に対する指導・監督違反

一部不適切 初違反警告 再違反10日車

大部分不適切 初違反10日車 再違反20日車

③日常点検未実施

初違反（未実施回数により）警告～3日車、5日車×違反車両数

再違反（未実施回数により）3日車、6日車、10日車×違反車両数

④定期点検整備等未実施

初違反（未実施回数により）警告～5日車、10日車×違反車両数

再違反（未実施回数により）5日車、10日車、20日車×違反車両数

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821